

長土堀・交同会地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		長土堀・交同会地区 まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市長町1丁目の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約0.6ha
まちづくりの目標		<p>本地区は、金沢市の中央部に位置し、金沢聖霊総合病院を中心として町が形成されている。鞍月用水、大野庄用水の潤いと長町武家屋敷群とが調和した歴史ある地区であり、落ち着いた居住環境が形成されている。</p> <p>今後も住みやすい居住環境を維持していくことを目指し、地区住民が誇りを持って暮らせるまちづくりを目標とする。</p>
まちづくりの方針		<p>子供からお年寄りまでみんなが住みやすい、安心・安全に生活できるまちづくりを推進する。</p>
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 畜舎、葬儀場 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（事務所を含む。） (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの (5) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）及び第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供するもの (6) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供するもの
	土地利用等の制限	<ol style="list-style-type: none"> (1) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に長町交同会（以下「町会」という。）と協議しなければならない。 (2) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの（コインパーキング等）を設置しない。

<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町会への加入や、地域において実施される地域活動等に積極的に参加及び協力するなど、良好な近隣関係の醸成に努める。 (2) 路上での飲食、喫煙並びにたばこ及びゴミのぼい捨てをしないよう努める。 (3) 定期的に美化清掃に努める。 (4) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (5) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講ずるよう努める。 (6) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。 (7) 地震等災害時には、地域住民協力のもと、お年寄り、子供等災害弱者の避難所への誘導に努める。
--	---

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、令和元年 12 月 23 日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「景観法」、「金沢市屋外広告物に関する条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。